



古紙利用製品を選んで 使いましょう。

「紙リサイクル」を進めるためには、古紙利用製品(リサイクル製品)を使うことが大切です。グリーンマークは古紙を利用した製品に表示されています。古紙利用製品を選んで使うことによって、古紙が資源として活かされるのです。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

古紙から生まれる紙製品



- 段ボール箱
- 紙筒
- ティッシュペーパー
- トイレットペーパー
- 手提げバッグ
- 封筒
- 紙箱
- 辞典のケース
- スクラップブック
- ノート
- 絵本
- 新聞紙
- 週刊誌
- 印刷用紙
など



公益財団法人古紙再生促進センター 地区委員会事務局

北海道地区 〒060-0002 札幌市中央区北二条西2丁目 リージェントビル4階 TEL.011-271-1551 FAX.011-232-0017

東北地区 〒980-6003 仙台市青葉区中央4-6-1 住友生命仙台中央ビル3階 TEL.022-225-3359 FAX.022-261-4522

関東地区 〒104-0042 東京都中央区入船3-10-9 新富町ビル4階 TEL.03-3537-6822 FAX.03-3537-6823

静岡地区 〒417-0801 富士市大淵2590-1 静岡県富士工業技術支援センター内 TEL.0545-35-5270 FAX.0545-35-5026

中部地区 〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-25-9 堀内ビル7階 TEL.052-582-1836 FAX.052-581-6943

近畿地区 〒541-0052 大阪市中央区安土町1-7-13 トヤマビル7階 日本製紙連合会関西支部内 TEL.06-6262-6315 FAX.06-6262-6316

中・四国地区 〒799-0402 四国中央市三島紙屋町2-60 大王製紙株内 TEL.0896-23-9124 FAX.0896-23-4411

九州地区 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前4-13-27 グランドハイツ博多314号 TEL.092-292-5381 FAX.092-292-5382



公益財団法人 古紙再生促進センター ホームページ<http://www.prpc.or.jp>

〒104-0042 東京都中央区入船3丁目10番9号 新富町ビル4階
TEL.03(3537)6822/FAX.03(3537)6823



グリーンマークは古紙利用製品の識別マークです。このチラシは古紙を利用しています。

2017年9月 ©無断転載禁止



紙リサイクルへのご協力
よろしくお願いします。

紙のリサイクル

きちんと分けて、 また会いたいね

古紙の分別、
古紙利用製品の
使用にご協力を！



公益財団法人 古紙再生促進センター

紙のリサイクル

古紙は正しい分別によって資源として活かされます。



古紙

種類ごとに分けて、ヒモでしっかりしばってください。

新聞、雑誌、段ボール、紙パックなど、古紙は種類ごとにそれぞれ違う用途の紙に再生されます。正しく分別して回収に出すことが欠かせません。一人ひとりの取り組みが「紙リサイクル」のカギなのです。

新聞



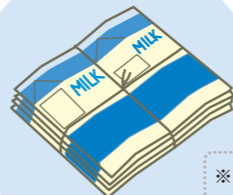
雑誌



段ボール



紙パック



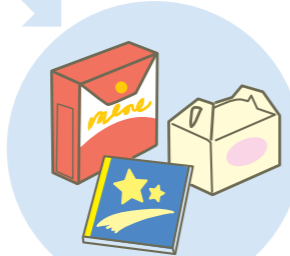
※アルミを使っている紙パックは一緒にしないでください。
※紙パックは開いて水洗いをし、きちんと乾かしてください。

古紙はこのような製品に生まれ変わります。

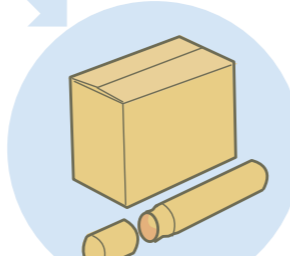
古紙利用製品



新聞紙・雑誌
印刷用紙など



紙箱
絵本など



段ボール箱
紙筒など



トイレトペーパー
ティッシュペーパーなど

家庭そしてオフィスから出る古紙銘柄「雑がみ」「オフィスペーパー」

雑がみ

家庭から出される古紙のうち、新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の区分で回収されたもの。

具体的には、家庭で不要となった

- 投げ込みチラシ
- コピー紙
- 包装紙
- 紙袋
- 紙箱

などを指します。

※ただし、食品や洗剤等が付着しているもの、金紙、銀紙が使用されているもの、プラスチックとの複合素材の製品は回収の対象から除きます。
※地域により、まだ雑がみとして分別回収していないケースや、雑誌古紙などに含めて回収している場合、現状ではその地域の分別方法で回収にご協力をお願いします。

オフィスペーパー

オフィスから出される古紙で、主として製本していないバラの印刷物、使用済みのコピー用紙など。

具体的には、オフィスで不要となった

- コピー紙
- チラシ
- 名刺
- 封筒
- 包装紙
- 紙袋

などを指します。

古紙に異物を混ぜないでください。



紙の原料にならない異物(禁忌品)が古紙に混ざっていると、再生の妨げとなります。分別時に混ざらないよう気をつけてください。

紙の禁忌品

- 昇華転写紙
(絵柄など布地に加熱してプリントする際に使用されるアイロンプリント紙、使用済み昇華転写紙を使用したバッグや靴などの詰物<緩衝材>など)
- 感熱性発泡紙
(加熱により発泡するインキが塗布された紙。主に点字関係で使用されるもの)
- 臭いのついた紙
(石けんの個別包装紙、洗剤や線香の紙箱など)
- 合成紙
(プラスチック製品で、正確には紙ではないもの。
例：選挙の公示用ポスター、投票用紙など)
- 油紙
- 粘着物の付いた封筒や圧着はがき(親展はがき)
- 防水加工紙(紙コップ、紙皿、紙製の食品容器など)
- 複合素材の紙
(プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせたもの)
- 金銀などの金属が箔押しされた紙
- 感熱紙(ファックス用紙、レシートなど)
- 裏カーボン紙、ノーカーボン紙(宅配便の複写伝票など)
- 印画紙の写真、インクジェット写真プリント用紙
- 感光紙(青焼きコピー紙)

紙以外の禁忌品

- 粘着テープ類
- ワッペン類
- ファイルの金具
- 金属クリップ類
- フィルム類
- 発泡スチロール
- セロハン
- プラスチック製品
- ガラス製品
- 布製品

